

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年6月13日
【四半期会計期間】	第22期第3四半期（自平成24年2月1日至平成24年4月30日）
【会社名】	株式会社アイル
【英訳名】	I'LL INC
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩本 哲夫
【本店の所在の場所】	大阪市北区曽根崎新地二丁目1番23号
【電話番号】	06-4798-1170
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 戸田 泰裕
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区曽根崎新地二丁目1番23号
【電話番号】	06-4798-1170
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 戸田 泰裕
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第3四半期 連結累計期間
会計期間	自平成23年8月1日 至平成24年4月30日
売上高(千円)	3,127,457
経常利益(千円)	19,297
四半期純利益(千円)	2,028
四半期包括利益(千円)	2,846
純資産額(千円)	1,032,113
総資産額(千円)	2,095,072
1株当たり四半期純利益金額(円)	0.71
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額(円)	-
自己資本比率(%)	49.1

回次	第22期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成24年2月1日 至平成24年4月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	6.32

(注) 1 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2 前事業年度まで連結財務諸表を作成していないため、第21期第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

4 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について重要な変更はありません。なお、第1四半期連結会計期間において、株式会社ウェブベースの発行済株式の全部を取得したことに伴い、同社が連結対象子会社となっております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、前事業年度まで連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期との比較分析は行っておりません。

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成23年8月1日～平成24年4月30日）におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、緩やかながら回復傾向も見られております。先行きについては、各種の政策効果による景気回復が期待される一方で、欧州債務危機や原油価格の上昇に起因する海外景気の下振れリスクに加え、国内でも電力供給不足や原子力災害等により、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス業界は、ソフトウェア投資において、本格的な回復には至らず、おおむね横ばい状態が続いております。そのため、企業では限られた範囲で、従来の業務改善のみならず販売力の強化も含めた効果的なソフトウェア投資の提案が一層求められております。

このような状況のもと、当社グループは、ITの有効活用が必要な中堅・中小企業顧客の経営課題を解決するための商材を「リアル」と「Web」の両面から開発・提案し、顧客の企業力強化を図ることを「CROSS-OVER シナジー」戦略とし取り組んでまいりました。この戦略により、各事業においてストック型となるビジネス商材の販売実績が大きく伸長し、安定した収益による企業体質の強化が図られました。

システムソリューション事業では、売上は堅調に推移しており、主力のパッケージソフトウェア「アラジンオフィス」は、業種別特化を進めるなか、特にファッション業において、当期に子会社化した株式会社ウェブベースとの連携効果により、受注実績とベース売上が大幅に伸長しました。また、顧客満足の向上を目的とし、顧客情報のデータベース管理を強化することで、顧客の経営課題に対する迅速なソリューション提案が可能となり、顧客満足と受注実績の両面で効果を発揮しました。

Webソリューション事業では、複数ネットショップ一元管理「CROSS MALL」を提供している当社が、楽天市場出店店舗の運営に役立つソフトウェアを開発している企業として、楽天株式会社の新たなパートナー制度「楽天市場RMSパートナー」に認定されました。その他、新たなショッピングモールとの連携も増加したことで、実績面でも順調に推移しました。また、新たにクラウド型サービスとして企業間ECサイト構築サービス「アラジンEC for Business」の提供を開始しました。これにより、スマートフォン・タブレット等を活用した「Web受発注システム」をはじめ各Webサービスを、「アラジンオフィス」と連携させることで、Webと基幹の両システムを融合させた提案が可能となり、顧客の業務効率のみならず販売力強化も実現しております。

また、顧客企業から提供を開始した福利厚生サービス「アイルクラブ」も、福利厚生サービス範囲にとどまらず、当社グループが提供する業務支援サービスも含め、新たなコンテンツサービスを随時加え充実を図っております。

これら当社独自の提案が、顧客の経営課題に対する確かなサービスを提供し、顧客満足の向上、受注ボリュームの拡大、ストック型ビジネスの基盤強化の推進力となりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は売上高3,127,457千円、営業利益15,676千円、経常利益19,297千円、四半期純利益2,028千円となりました。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,500,000
計	7,500,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,845,500	2,845,500	大阪証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数 100株
計	2,845,500	2,845,500	-	-

(注) 普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権(ストック・オプション)の発行

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年3月13日
新株予約権の数(個)	2,850
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	285,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注2)	460
新株予約権の行使期間	自 平成26年3月15日 至 平成28年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 460 資本組入額 230
新株予約権の行使の条件	1 権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約書」に記載するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成24年2月1日～ 平成24年4月30日	-	2,845,500	-	265,041	-	230,041

（6）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、実質株主名簿が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成24年1月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成24年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,845,300	28,453	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 200	-	-
発行済株式総数	2,845,500	-	-
総株主の議決権	-	28,453	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式78株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間（平成24年2月1日から平成24年4月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成23年8月1日から平成24年4月30日まで）は、連結財務諸表作成初年度であるため、比較情報は記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年2月1日から平成24年4月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年8月1日から平成24年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成24年4月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	578,190
受取手形及び売掛金	505,267
商品	45,084
仕掛品	198,366
その他	112,942
貸倒引当金	3,594
流動資産合計	1,436,257
固定資産	
有形固定資産	82,296
無形固定資産	
のれん	120,381
その他	146,999
無形固定資産合計	267,381
投資その他の資産	
その他	313,327
貸倒引当金	4,191
投資その他の資産合計	309,135
固定資産合計	658,814
資産合計	2,095,072
負債の部	
流動負債	
買掛金	172,750
1年内返済予定の長期借入金	40,000
未払法人税等	30,407
賞与引当金	78,000
製品保証引当金	7,449
その他	382,483
流動負債合計	711,090
固定負債	
長期借入金	130,000
退職給付引当金	207,013
その他	14,854
固定負債合計	351,867
負債合計	1,062,958

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成24年4月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	265,041
資本剰余金	230,041
利益剰余金	546,472
自己株式	26
株主資本合計	1,041,528
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	13,428
その他の包括利益累計額合計	13,428
新株予約権	4,013
純資産合計	1,032,113
負債純資産合計	2,095,072

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】
【 四半期連結損益計算書 】
【 第 3 四半期連結累計期間 】

(単位 : 千円)

	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 8 月 1 日 至 平成24年 4 月30日)
売上高	3,127,457
売上原価	1,846,757
売上総利益	1,280,700
販売費及び一般管理費	1,265,024
営業利益	15,676
営業外収益	
受取手数料	5,482
その他	578
営業外収益合計	6,060
営業外費用	
支払利息	2,438
営業外費用合計	2,438
経常利益	19,297
特別損失	
固定資産除却損	2,540
特別損失合計	2,540
税金等調整前四半期純利益	16,757
法人税、住民税及び事業税	28,607
法人税等調整額	13,878
法人税等合計	14,729
少数株主損益調整前四半期純利益	2,028
四半期純利益	2,028

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年8月1日 至平成24年4月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,028
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	817
その他の包括利益合計	817
四半期包括利益	2,846
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	2,846
少数株主に係る四半期包括利益	-

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 4月30日)
(連結の範囲の重要な変更) 第1 四半期連結会計期間より、新たに取得した株式会社ウェブベースを連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

当第3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 4月30日)
(会計方針の変更) 当第3 四半期連結会計期間より、法人税法の改正(「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年12月2日 法律第114号)、「法人税法施行令の一部を改正する政令」(平成23年12月2日 政令第379号)、「法人税法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年12月2日 財務省令第86号)及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」(平成24年1月25日 財務省令第10号))に伴い、平成24年4月1日以降に取得した資産については、改正後の法人税法に定める方法によっております。なお、この変更により損益に与える影響はありません。

【追加情報】

当第3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 4月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1 四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の41.0%から、平成24年8月1日に開始する連結会計年度から平成26年8月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、平成27年8月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額は13,700千円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年8月1日 至平成24年4月30日)
減価償却費	67,204千円
のれんの償却額	21,243千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成23年8月1日至平成24年4月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月27日 定時株主総会	普通株式	22,763	8.0	平成23年7月31日	平成23年10月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループ(当社及び連結子会社)は単一セグメントのため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年8月1日 至平成24年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額	0円71銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	2,028
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	2,028
普通株式の期中平均株式数(株)	2,845,422

(注) 当第3四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 6月12日

株式会社アイル
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康 仁
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 羽津 隆 弘
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイルの平成23年8月1日から平成24年7月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年2月1日から平成24年4月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年8月1日から平成24年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイル及び連結子会社の平成24年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。